

集団検診を受診しましょう

問 健康こども未来課 健康増進係

☎ 22-4699

時 9月17日(水)～20日(土)、22日(月)、24日(水)

8時30分～11時30分 ※託児有り(要申込)

所 保健センター ※検診車にて実施

申 7月31日(木)まで

電話またはWEB

WEB 申込はこちら▶

☎ 050-3605-8661



内料 検診項目と料金

【がん検診】

種類	対象者	自己負担金			
		右記以外の方 (社保等)	75歳以上	広島県(竹原市) 国保被保険者	市民税非課税世帯 ・生活保護世帯
胃がん検診	40歳以上	1,800円	無料		
肺がん検診 (アスベスト検診)	40歳以上 (アスベスト検診の問診に該当する人)	700円 肺がん検診+400円			
大腸がん検診	40歳以上	700円			
子宮頸がん検診	20歳以上(偶数年齢女性)	700円			
乳がん検診	40歳以上(偶数年齢女性)	1,100円			

【特定健診等】

種類	対象者		自己負担金
	国保	40歳以上の広島県(竹原市)国保の被保険者	無料
特定 検診	社保等の健康保険被扶養者	40歳以上の社保等の健康保険被扶養者	特定健診受診券に 記載されている料金
後期高齢者健診		広島県後期高齢者医療の被保険者	無料
竹原市健診		40歳以上の生活保護世帯の人	無料

※詳細については、広報5月号と一緒に配布した「令和7年度竹原市の健康診査のお知らせ」をご覧ください。
(集団検診以外の健診等も掲載しています。)

詳しくはこちら▶



【広報たけはら5月号と一緒に配布した「令和7年度竹原市の健康診査のお知らせ(6ページ)」について】

- 呉共済病院忠海分院が骨粗しょう症検診の実施医療機関に追加されました。
- 県立安芸津病院は国保人間ドックの実施医療機関と表記していましたが、実際には実施医療機関ではありません。お詫びして訂正いたします。

肝炎ウイルス検診のお知らせ

問 健康こども未来課 健康増進係

☎ 22-4699

時 ①肝炎ウイルス検診の単独実施

6月2日(月)～9月30日(火)

②広島県(竹原市)国民健康保険人間ドックと同時実施

7月1日(火)～令和8年1月31日(土)

所 詳しくはホームページをご確認ください。

対 竹原市に住所がある40歳以上の人で、今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない人
(対象年齢は令和8年3月31日の満年齢)

料 肝炎ウイルス検診の単独実施：2,660円

広島県(竹原市)国民健康保険人間ドックと同時実施：1,399円

実施医療機関など
詳しくはこちら▶



医療機関で産後ケア事業 (宿泊型・通所型)を開始しました

問 健康こども未来課 こども家庭支援係
☎ 2 2 - 7 1 6 0

これまで助産所でのみ利用できた産後ケア事業（宿泊型・通所型）を医療機関にも拡充しました。

対 竹原市に住所がある、出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃん

※医療ケアの必要な人、感染症にかかっている場合は利用できません。

※医療機関の対象者は、概ね出産後4か月（寝返りするまで）となります。

内 育児の手技についての具体的な指導及び相談、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）、お母さんの身体的・心理的ケアなど

料 料金・利用日数等について

サービスの種類・内容（※1）	料金（※2）	利用できる場所	1人あたりの利用可能日数
短期入所（宿泊）型 医療機関または助産所に宿泊します 10時～翌日17時まで	1泊2日 2,750円 以降5日目まで 1,375円/日 6日目以降 3,875円/日 食事代含む。	・【新規】^{うらべ}占部産婦人科（東広島市） ・【新規】興生総合病院（三原市） ・広島県助産師会提供助産所	6泊7日まで
通所型 医療機関または助産所に通所します 10時～17時まで	5日目まで 600円/日 6日目以降 2,000円/日 食事代含む。		7日まで
居宅訪問型 自宅に助産師が訪問します 9時～17時の間で2時間程度 （土日祝は原則なし）	5日目まで 300円/日 6日目以降 1,375円/日	・広島県助産師会提供助産所	7日まで

（※1）実施時間は実施機関によって、異なります。

（※2）市民税非課税世帯、生活保護世帯は利用料金が無料です。

適切な時期に予防接種を受けましょう

◆二種混合2期（破傷風・ジフテリア）予防接種

対 11歳から13歳未満

◆日本脳炎予防接種

対 1期 標準的に3歳から7歳6か月に至るまで

2期 9歳から13歳未満

問 健康こども未来課 こども家庭支援係 ☎ 2 2 - 7 1 6 0

※転入・紛失等で、竹原市の予防接種券を持っていない人は、健康こども未来課こども家庭支援係まで母子健康手帳を持参し、申請手続きをしてください。

実施医療機関はこちら▶



ひとり親家庭等医療費受給者証の更新申請

ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限は、7月31日（木）です。新たな受給者証の交付を受けるには更新申請が必要です。

対 ・18歳になった最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のいない人とその児童
・父母のいない児童

受給資格 所得税非課税世帯であること（住民票で別世帯でも、同じ番地に居住し、生計同一の扶養義務者がある場合は同一世帯として取り扱います。）

申 6月30日（月）までに健康こども未来課こども福祉係（保健センター内）・忠海支所へ持参してください。

※昨年度の受給者には通知します

問 健康こども未来課 こども福祉係

☎ 2 2 - 7 7 4 2

介護保険施設の食費・居住費を減額します

問 地域支えあい推進課 介護保険係
☎ 2 2 - 7 7 4 3

介護保険の施設サービスやショートステイを利用する人で、所得要件（市民税非課税世帯）及び預貯金等の要件に該当される人は、申請により、食費と居住費の自己負担額に上限が設けられます。

現在認定を受けている人には、6 月中に申請書類を送りますので、7 月中に更新の申請をしてください。

なお、令和 7 年 8 月から、利用者負担段階の判定時に用いる基準額が 80 万円から 80.9 万円に変更となります。

申 申請に必要なもの

介護保険証、マイナンバーが確認できるもの、本人確認書類、資産が確認できる預貯金通帳等の写し
※通帳等をお持ちいただいた人は市役所でコピーします。

申 問 地域支えあい推進課 介護保険係（市役所 2 階） ☎ 2 2 - 7 7 4 3

法務局からのお知らせ

市役所 2 階の「法務局登記証明コーナー」で登記事項証明書等を請求することができます。タッチパネル操作で簡単に取得できますので、ぜひご利用ください。また、自宅や会社からインターネットで請求した証明書等を、登記証明コーナーの窓口で受け取ることもできます。

請求することができる証明書		手数料	備 考
不動産登記	登記事項証明書	600 円	請求には地番・家屋番号の特定が必要です。
商業・法人登記	登記事項証明書	600 円	—
	印鑑証明書	500 円	印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です。
動産譲渡登記	概要記録事項証明書	300 円	—
債権譲渡登記	概要記録事項証明書	300 円	—

時 月～金曜日 11 時～15 時
（年末年始、祝日を除く）

問 広島法務局東広島支局

☎ 0 8 2 - 4 2 2 - 2 1 8 0

※手数料は、収入印紙で納めてください。

※収入印紙は、市役所 2 階会計課または印紙販売所（竹原郵便局等）で購入できます。

インターネット
請求について詳しくはこちら▶



令和 7 年度 障害者委託訓練生募集

対 公共職業安定所に求職登録している人

申 住所地の公共職業安定所に応募用紙を提出。（応募用紙はホームページよりダウンロードが可能）

料 無料（教科書代等は実費負担が必要です。）

内 知識・技能習得訓練コース

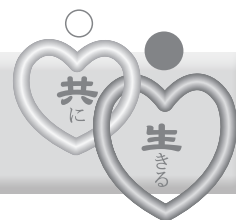
コース名	地区	対象者	定員	訓練場所	申込期限	訓練期間
農業スキル習得科 （職場実習を含んだコース）	広島市	精神・身体・知的障害者等	5 名	社会福祉法人天友会 （広島市南区・佐伯区）	7 月 17 日（木）	8 月 19 日（火）～ 11 月 14 日（金）
パソコン実務スキル習得科			10 名	ひろぎんヒューマンリ ソース株式会社	10 月 24 日（金）	12 月 3 日（水）～ 令和 8 年 3 月 2 日（月）

問 広島障害者職業能力開発校 委託訓練担当

☎ 0 8 2 - 2 5 4 - 1 7 6 6 FAX 0 8 2 - 2 5 4 - 1 7 1 6

詳しくはこちら▶





少子高齢化に伴う人口減少社会において、労働者の離職を防ぎ、男女とも仕事と育児を両立できる社会の実現を求められています。育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などを定めた改正育児・介護休業法が4月1日から段階的に施行されました。その内容について、一部抜粋をしてご紹介いたします。

子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

法改正を受け、市では職員の育児・介護に係るニーズを把握する中で、令和7年4月1日から父母の看病、通院等の際にも休暇を取得できる家族看護休暇を導入し、育児・介護を行う職員が働きやすい環境づくりに努めています。性別にかかわらず仕事と家庭の両立ができる職場環境の実現を目指していきましょう。



その他の内容については
こちら▶





届いています！みなさんの声

問 企画政策課 秘書企画係

☎ 22-0942

市民のみなさんや市外に住む人から手紙やメールでお寄せいただいた「市長への私の提案」は、1年間で110件でした。提案の中には、市政やまちづくりについての企画・アイデアなどのほか、生活全般についての要望などがありました。

これらすべてを市長が確認したのち、住所・氏名の記入があるものについては担当課から郵送や電話などの方法により回答しました。

提案いただいたものの内、例えば、「市道で、雨が降る度に冠水する場所があり、整備してほしい。」というご意見については、現地確認を行ったうえで、対応を検討しているところです。

すぐに取りかかることができるもの、解決に時間がかかるものなど、対応はさまざまですが、市民の生命・安全にかかわるもの、緊急度の高いものから順次対応しています。

なお、回答にはおおよそ2週間程度かかり、原則、文書（郵送）による回答となります。

※提案項目が多い場合等は、回答に時間を要する場合があります。

また、営業活動、プライバシーの侵害、誹謗中傷、行政に関係のないもの、公序良俗に反する内容には回答いたしません。



今後も、みなさんからいただいた貴重な「声」を市政に反映できるように取り組みます。

▼意見集計結果

区 分	件 数
環境・衛生	2 件
防災・安心	1 件
都市整備基盤	21 件
福祉	10 件
教育文化	9 件
観光・産業	30 件
職員・窓口	10 件
まちづくり・住民協働	7 件
その他	20 件
合 計	110 件

■みなさんからの貴重な提案・意見の中から一部をご紹介します。

- ・観光・産業について
「大久野島に生息するうさぎの管理体制を改善してほしい」など
- ・都市整備基盤について
「大雨時の川の排水設備を急いでほしい」など
- ・環境・衛生について
「野良猫の管理について地域猫の制度以外に市としてかわってほしい」など

ご意見・ご提案をお寄せください！

市長への私の提案

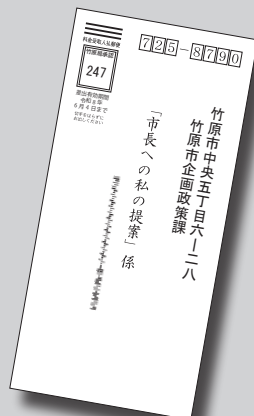
まちづくりについての提案や市政についてのアイデア、ご意見・ご提案などをお寄せください。日ごろの暮らしの中で、思うことや気づいたことなどでも結構です。切手は不要ですので気軽にお便りください。お寄せいただいたものについては、市長から回答いたしますので、住所、名前を記入してください。

なお、お寄せいただいた提案の要旨について、広くみなさんに参考としていただくため、匿名で広報たけはら等に引用・転載させていただくことがあります。FAX、市ホームページでも受け付けています。

【送付先】 郵便 〒725-8666（住所不要）

竹原市企画政策課「市長への私の提案」係

FAX 22-8579



▲HPからの
提案はこちら

「市長への私の提案・専用用紙（切手不要）」は、市役所企画政策課、忠海支所、各地域交流センターに備え付けています。



北海道余市町との広報誌交流④ 歴史と文化財でコミュニケーション



問文化生涯学習課 文化財保護係

☎ 2 2 - 2 3 2 8

竹原市は令和5年10月に北海道余市町と交流都市提携を締結しました。両市町の交流を促進するため、昨年度から広報誌でそれぞれの歴史・文化財を紹介しています。令和7年度は、余市町の偉人を紹介してもらいます。第4回は笠谷幸生さんです。

昭和47(1972)年の札幌オリンピックの70m級ジャンプ競技は、日本の選手が表彰台を独占し「日の丸飛行隊」と呼ばれ、大きな話題になりました。当時のニュース映像を見ると、「さあ笠谷、金メダルへのジャンプ 飛んだ決まった見事なジャンプ」と実況され、別の記録映像では「キャッチャーの姿勢から猫が飛び上がるような踏切」、「世界一美しい着地」と表現されています。

笠谷さんは余市町のおとなり、余市郡大江村(現・仁木町)に昭和18(1943)年8月に生まれ、中学2年生の10月に余市町に引っ越しました。教員だったお父さんが、余市町内に赴任したからでした。

ジャンプ競技は4歳の頃から遊びとして始めました。お兄さんで9歳上の昌生さんもジャンプの名選手で、大学卒業後に北海道日本海側にあった羽幌炭鉱の社会人チームに所属していました。幸生さんが仁木中学校3年の時には昌生さんに連れられて羽幌炭鉱の合宿に参加し、大人顔負けのジャンプを披露したので、お兄さんに続いて神童が現れたと言われたそうです。

余市高等学校に入学後、2年生になって出場した全日本選手権で3位に入賞、この年から海外遠征に出るようになり、目覚ましい成績をのこします。

明治大学進学後はインスブルックオリンピック(昭和39(1964)年、オーストリア)、ニッカウキスキー入社後はグルノーブルオリンピック(昭和43(1968)年、フランス)に出場します。その後、世界選手権などで徐々に成績を伸ばして、昭和47(1972)年の札幌オリンピックを迎えることになりました。

笠谷さんがニッカウキスキーに入社された際の竹鶴政孝さんの回想が『ニッカウキスキー80年史』に見えます。

「(笠谷さん親子で会社を訪れ)ぜひニッカに入社したいので、なんとかお願いしますとのことでした。当時ニッカには、ジャンパーは一人もいなかった。私は笠谷親子に、北海道にはジャンプで有名な企業や銀行があるので、そういう仲間環境に恵まれた会社の方がよいのではないかと再三すすめたが、どうしてもということでニッカに入ってきた。」

オリンピックが終わって、竹鶴さんは笠谷さんの打ち立てた功績を称えたいと考えて、もともとあったジャンプ台、竹鶴シャンツェのとなりに20m級のジャンプ台を建設し、笠谷シャンツェと名付けました。

笠谷さんのお名前を冠したジャンプ大会も始まり、笠谷さんは大会のたびに駆け付けました。会場に到着すると、雪面を整備する道具を持ってランディングバーンの下の方、クニックと呼ばれる場所にも立ちました。そこは斜度が急に変わるので、着地した選手が転びやすい場所でした。

また、大会で選手たちにあいさつする機会があるといつもこんな言葉をかけてくれたそうです。

「ジャンプの練習は日常生活(の中で、椅子から立ち上がる時など)にあるんだよ。」

「ジャンプは遊び。余暇にやっていることなんだから、学校の勉強を一生懸命やるんだよ。」

(余市町教育委員会 社会教育課)



▲前に並ぶ笠谷昌生・幸生選手(左、中央)と藤沢選手(右)



▲札幌冬季オリンピック祝勝パレード(昭和47年 ニッカウキスキー前)